

第 10 回地方公共サービス小委員会における審議の結果報告

第 10 回地方公共サービス小委員会（平成 27 年 12 月 3 日開催）において、下記の審議を行った。その結果について以下のとおり報告する。

1. 公金債権回収に関する取組の報告

【審議を通じて確認された事項】

今年度の主な取組として、平成 27 年 9 月 3 日に開催された研究会と、同年 11 月 16 日に開催及び来年 2 月 8 日に開催予定の法務研修の実施状況等について、事務局より報告を行った。

このうち研究会については、各地方自治体や民間事業者との間で取組事例や課題等の共有を目的とした取組であり、当初より地方自治体の関心が高かったこと、事後アンケートの結果も好評であったことから、審議を通じ来年度以降も継続して実施することが確認された。

【委員からの主な意見】

委員からは、今後、さらに公金債権回収に関する取組を進めるに当たり、以下の点に留意してほしいとの意見が出された。

- 軽自動車税のような少額債権の滞納者が転出した場合、回収にかかる費用対効果に乏しいため、やむを得ず不納欠損処理に至ることが多い。他方、滞納者も同様の債務につき厳しい取立てをされないと考えて支払わないという悪循環に陥っている。こういった債権についても、今後とりあげて検討してはどうか。
- 民間委託による回収実績、費用対効果その他副次的な効果について、評価の基準や方法をどのように定立すべきか検討していく必要がある。
- 各取組について、市長会や町村会等のトップの協議会だけでなく、債権回収に携わる納税部署等の部課長の会合もあるので、そちらにも情報提供できれば、いっそうの水平展開が進むのではないか。
- 地方自治体が最終的に回収困難と判断した債権について、権利放棄や免除等の処理をどのようにすべきかを検討していく必要がある。

2. 窓口業務委託に係る今後の検討の方向性について

【審議を通じて確認された事項】

事務局より、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（いわゆる「骨太の方針 2015」）において、「歳出改革等の考え方」の項目に「公的サービスの産業化」が掲げられ、窓口業務等の民間委託の推進が具体的な検討課題とされたこと、他方で、窓口業務の民間委託の推進に当たっては様々な課題（委託可能な範囲に係る整理が実務に即していないこと、地方自治体によって業務の運用が異なること等）があることを報告した。

併せて、今年度の委託調査について、同年9月に実施した地方自治体における民間活用状況調査の結果速報を中心に報告を行った。

以上の各報告を踏まえ、審議では、これまで窓口業務等の民間委託に係る環境整備に取り組んできた地方公共サービス小委員会が主体となり、各課題の解決を通じて窓口業務の民間委託の推進を図るべく、地方自治体、関係省庁及び民間事業者等と連携しながら下記の取組を進めていくことを確認した。

- 自治体の規模に応じた作業手順や運用モデルの構築
- 民間委託可能な範囲の具体的な整理
- 民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書の整備

【委員からの主な意見】

委員からは、上記のとおり確認された各取組について、以下の点に留意して検討を進めてほしいとの意見が出された。

- 窓口業務の民間委託の推進は、「骨太の方針 2015」だけでなく、地方自治体が主体的に提案を行った地方分権の取組に係るものとして、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）でも謳われていたところ。窓口業務の民間委託を通じ「骨太の方針 2015」にて掲げる歳出削減を目指すことも重要だが、地方自治体が、上記の提案を行った背景として職員の適正配置といった歳出削減以外の効果にも意義を見出していることも考慮して、取組を進めるべき。
- 既に多くの地方自治体が人件費の安い臨時職員等を配置している現状に鑑みれば、歳出削減という観点からすると、いくら業務手順等を整理しても民間委託はさほど進まないのではないかと懸念される。今後、民間委託を推進しようとするのであれば、民間事業者にも「判断行為」も委託できるよう制度改正に取り組むことが必要。現状、公務員のみが「判断行為」を実施できるとされているが、明確な判断基準を定めれば民間事業者でも「判断行為」を行うことは可能となるはずである。
- 業務マニュアルの策定にあたっては、各省庁との連携を意識すること、ブラックボックス化した、担当者個人のノウハウが見える化することが重要である。
- マニュアルの作成においては受託者である民間事業者の意見も考慮すべきである。
- 民間活用状況調査の結果をみると、以前民間委託を実施していたが、現在は実施していない地方自治体について、委託に係る課題の自由記述欄がどれも空欄になっている。これは具体的に表に出せない課題を認識していることの表れともとれるので、ヒアリング等によってその課題を把握すべきである。

以上